

藤岡市優良工事施工業者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤岡市（以下「市」という。）が発注した建設工事において優秀な施工技術により施工した建設業者等を表彰することにより、施工意欲を高め、施工技術の向上を奨励し、公共工事の品質確保を図ることを目的とし、表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は次の区分により行うものとする。

- (1) 優良建設業者表彰
- (2) 優良施工管理感謝状
- (3) 優良施工管理功労賞
- (4) 特別表彰

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者（共同企業体を含む。）は、前年度（表彰の日の属する年度の前年度をいう。以下に同じ。）に完成した工事において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 優良建設業者表彰及び特別表彰の対象者は、市内に本社を有し、建設工事を優秀な成績で完成した施工業者とする。
 - (2) 優良施工管理感謝状及び優良施工管理功労賞の対象者は、市内に本社を有する施工業者に在職する者で、施工管理及び施工技術に優れ、他の手本となると認められる現場管理を行なった主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。
- 2 前年度の初日から表彰の日までの期間において、藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領により指名停止措置を受けた施工業者及びその施工業者に在職する主任技術者等は、表彰の対象としない。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 優良建設業者表彰

藤岡市建設工事検査規程（以下「検査規程」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく検査において、当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円を超える建設工事の完成検査を前年度に3回以上受検し、全ての工事で完成検査評定が65点以上であり、かつ、完成検査評定の平均が70点以上であること。

- (2) 優良施工管理功労賞

検査規程第2条第1項第1号の規定に基づく検査において、契約金額が200万円以上の建設工事に主任技術者等として従事し、完成検査評定が70点以上であり、かつ、前年度に主任技術者等として従事した全ての工事で、完成検査評定が65点以上であること。

- (3) 特別表彰

優良建設業者表彰を連続して3回目を受賞した者若しくは10年以内に5回目を受賞した者

(表彰者の選定)

第5条 表彰者の選定は、次の各号によるものとする。

- (1) 優良建設業者表彰 前条第1項第1号の規定に該当する者の中から3者以内で選定する。
- (2) 優良施工管理功労賞 前条第1項第2号の規定に該当する者の中から次の工種区分に基づき選定する。なお、表彰件数は各区分において3者以内とする。

ア 土木一式工事

イ 建築一式工事

ウ 電気工事

エ 管工事及び水道施設工事

オ 舗装工事

(感謝状の贈呈)

第6条 市長は、困難な施工条件を克服して工事を完成させ、かつ、優れた施工管理及び技術力を発揮し、市に貢献したと認められた場合に、その誠意に対して感謝の意を表すため、次の各号に該当する者に優良施工管理感謝状を贈呈することができる。

- (1) 検査規程第2条第1項第1号の規定に基づく検査において、完成検査評定で80点以上を獲得した契約金額200万円以上の建設工事に従事した主任技術者等。ただし、前年度に主任技術者等として従事した全ての工事で、完成検査評定が65点以上でなければならない。
- (2) 優良施工管理感謝状の贈呈に値すると認められた主任技術者等。

(表彰の審査)

第7条 前2条の規定により選定した表彰者の適否について、藤岡市工事等請負業者選定委員会が審査を行うものとする。

(表彰者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による表彰の審査結果を踏まえ、表彰者を決定する。

(表彰状等)

第9条 優良建設業者表彰及び特別表彰の受賞者には、表彰状を授与する。

- 2 優良施工管理功労賞の受賞者には、表彰状を授与する。ただし、優良施工管理功労賞の受賞者に優良施工管理感謝状を贈呈する場合は、優良施工管理感謝状の贈呈のみとする。
- 3 表彰状及び感謝状には、記念品を添えることができる。

(庶務)

第10条 表彰に関する庶務は、契約検査課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。